

「安心生活政策課」創世記

「人はその課を「ユニバーサルデザイン政策課」と呼ぶ」

総合政策局 安心生活政策課

「安心生活政策課」とは

「安心生活政策課」は一体全体どんな業務を行っているのでしょうか。

平成19年7月に設置された新課ですが、国民のみならずにも、国土交通省内にも、安心生活政策課（安心課）の業務は、あまり知られていないのではないのでしょうか。

安心課はこの国土交通省においても大変珍しい切り口から業務を行っていると思えます。これを機に、安心課の業務をその生い立ちから紹介していきたいと思えます。

安心課を理解するための鍵

安心課といえば「バリアフリー」が担当の課だろうと思いかもかもしれませんが、それだけではありません。一言で言えば、安心課は「ユニバーサルデザイン政策課」なのです。この意味を理解するためには、以下のポイントをひも解く必要があります。

・「ユニバーサルデザイン」＝「バリアフリー」ではないこと。両者は一致する点もありますが、異なる概念です。

・「ヒト」に着目した施策を行う部署であること。国土交通省にあつて、「モノ」ではなく「ヒト」に着目する課なのです。

「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」の概念整理

昨今、「バリアフリー」だけでなく、「ユニバーサルデザイン」という考え方が広まっています。

定義では、「バリアフリー」とは、お年寄りや障害のある方などが生活する上でのハード・ソフトの障壁を除去していくという考え方である一方、「ユニバーサルデザイン」とは、あらゆる人々が利用しやすい生活環境などをデザインするという考え方であるとされています。

また、概念的に整理すれば、「バリアフリー」が施設整備や制度などの「モノ」に着目した物理的・具体的な概念であるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、「ヒト」に着目した理念的・抽象的な概念です。

すなわち、「あらゆる人々が利用しやすい」ものをヒトに着目しながらデザインしようとするが、真に「あらゆる人のため」というのは実際には困難です。ですから、「ユニバーサルデザイン」は、理念的・抽象

的な概念といえるでしょう。そして「ユニバーサルデザイン」を志向していたとしても、現実的には、モノに着目しながら「バリアフリー」の取組みを積み重ねることになるということなのです。

なお、このように、「両者とも最終的に志向するところは同様です。「今ある障壁を取り払っていく（バリアフリー）ことで、だれもが安心して快適な生活を送ることができる（ユニバーサル）」ことを目指しているのです。

また、「ユニバーサルデザイン」の考え方を社会のあり方にまで拡張して言えば、「ユニバーサル社会」の実現が理想像ということになるでしょう。

バリアフリーからユニバーサルデザインへ

国土交通省では、平成6年に制定した建築物のバリアフリー化に関する「ハートビル法」、平成12年に制定した公共交通機関などのバリアフリー化に関する「交通バリアフリー法」などに基づいて、バリアフリー施策に取り組んできました。しかし、ユニバーサルデザインという考え方の広まりのもと、これに照らすと、これまでの取組みには、次のような課題がありました。

・高齢者、身体障害者をバリアフリー化の対象の中心とし、知的障害者、精神障害者、子ども、子ども連れ、外国人など

さまざまな人を想定していなかったこと

・施設ごとに独立してバリアフリー化に取り組んでいるために、各施設間の接続部などで連続性が確保されていなかったり、生活圏の一部のみにバリアフリー化の取組みが留まっていたこと

・ハード面でのバリアフリー化に重点がおかれ、ハードとソフトを総合的に捉えて進める仕組みにはなっていなかったこと

ユニバーサルデザイン政策大綱の策定

国土交通省では、以上のような課題や考え方を踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた政策を推進することとし、国土交通行政の全分野について総点検を実施した結果、平成17年7月に「ユニバーサルデザイン政策大綱」をとりまとめました。

同大綱において、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念を打ち出しました。

また、この理念に基づき、利用者の目線に立った参加型社会の構築、バリアフリー

化施策の総合化などの考え方に沿って、次の政策などを推進していくこととしました。

- ・ 多様な関係者の参画の仕組みの構築
- ・ ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた評価・情報共有の仕組みの創設
- ・ 一体的・総合的なバリアフリー施策の推進
- ・ ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた基準・ガイドラインの策定
- ・ ソフト面での施策の充実（「心のバリアフリー」社会の実現など）

この大綱は、国土交通行政の分野において、ユニバーサルデザインの理念を示す大きな役割を果たすものとなりました。

バリアフリー新法の制定

大綱の大きな成果の1つとして、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図った「高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が平成18年6月に制定、12月に施行されたことが挙げられます。

基本的なスキームは従前の2法を踏襲しつつも、新法においては、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づく内容として、次の内容が盛り込まれました。

・ 対象者を拡充（すべての障害者が含まれることを明記）

・ 当事者参加の充実（基本構想の作成プロセスや、国の継続的な改善（スパイラルアップ）の際の当事者参加を法律に明記）

・ 一体的・総合的なバリアフリー施策の推進（基準適合義務の対象施設と、市町村が面的なバリアフリー化を図るために策定する基本構想制度に係る対象施設について範囲を拡充）

・ 心のバリアフリーの促進（国、地方公共団体、関係事業者、国民の責務を規定）

また、同法では、スパイラルアップという考え方が導入されました。これは、ユニバーサルデザインに近づけるために、継続的にバリアフリーの取組みを積み重ねるべきことが具体的に規定されたものです。

総合政策局安心生活政策課の設置

このような大綱の策定や、新法の制定などを踏まえ、一体的・総合的に、そして、ヒトに着目しながら、ユニバーサル社会の実現に向けた取組みができるよう、国土交通省において組織再編が行われることとなりました。

こうして平成19年7月、総合政策局政策課と交通消費者行政課がベースとなって、このような取組みを横断的に所掌する「安心生活政策課」が設置されました。

そして、現在、安心課では、お年寄り、障害のある方、子ども、妊産婦などが「安心して生活する」ことができるよう、移動する際や公共施設などを利用する際の利便性・安全性の向上などを図るための施策を企画・立案し、省内関係部局を横断的に取りまとめています。

そして、バリアフリー新法の担当課として、次のような業務を行っています（これらについては、18ページでも紹介しています）。

・ 平成19年7月、「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」を策定

・ 「心のバリアフリー」への理解を深めていただくため、全国各地で高齢者や障害者の疑似体験を行う「バリアフリー教室」の開催を企画

・ 平成20年3月、全国の関係事業者、当事者団体、有識者、行政などが一堂に会し、意見交換などを通じてスパイラルアップを図るため、第1回「全国バリアフリーネットワーク会議」を開催

・ 平成19年度より、国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰を実施

また、バリアフリーだけでなく、国土交通省に関わる障害者・高齢者・少子化・消費者・男女共同参画施策などを横断的に取りまとめています（これらについては、20ページでも紹介しています）。

「ユニバーサル社会」実現のために「ヒト」に着目した施策を推進する

ここまででもうおわかりかとは思いますが、もはや安心課の業務は「バリアフリー」施策だけに限られません。

安心課の業務は、障害者・高齢者・少子化・消費者・男女共同参画施策など、「モノ」ではなく、さまざまな「ヒト」の切り口で講ずる施策、ユニバーサル社会の実現に向けた施策ということになります。

つまり、安心課は、「ユニバーサルデザイン政策課」なのです（実は、課の英語名はそのようになっていきます）。

国土交通省が一般的に「モノ」づくりの組織である中で、安心課はまさに「ヒト」に着目した施策を集めている大変珍しい課だと思っています。

なお、本年4月からは、課内の担当者の業務分担を見直し、社会資本整備施策担当と交通施策担当のダブルラインを廃することにより、さらに一体的・総合的に業務を行っていくこととしています。

以上が安心課の業務です。今後、バリアフリー新法や、ユニバーサルデザイン政策大綱に示された考え方などに基づき、あらゆる人々が安心して生活することができるよう、ユニバーサル社会の実現に向けたさらなる取組みを推進してまいります。

バリアフリー新法の推進に向けた総合的な取り組み

総合政策局 安心生活政策課

平成18年12月、建築物のバリアフリー化を推進する「ハートビル法」と、公共交通機関などのバリアフリー化を推進する「交通バリアフリー法」を統合・拡充したバリアフリー新法が施行されました。

この法律では、公共交通機関、建築物、歩行空間、路外駐車場、都市公園を新しく建設・導入する際などのバリアフリー基準への適合義務のほか、次のような横断的・総合的な内容が規定されました。

- ・ 国による基本方針の策定
 - ・ 市町村におけるバリアフリー基本構想制度
 - ・ 国などの施策の継続的な改善（スパイラルアップ）
 - ・ 心のバリアフリーの促進
- このほか、これらの横断的・総合的な内容について、国土交通省の取組みを紹介します。

基本方針

国土交通省では、関係省庁と共同で、バリアフリー化を総合的・計画的に推進して

いくための基本的な方針として、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を定めています。

基本方針では、公共交通機関、建築物、歩行空間などの個別の施設などのバリアフリー化を計画的に進めるため、これらの施設などごとに、原則として平成22年までのバリアフリー化の目標を設定しています。また、併せて、市町村が定めるバリアフリー基本構想の指針を定めています。

バリアフリー基本構想の作成促進に向けた取組み

バリアフリー新法では、公共交通機関、歩行空間、建築物などの面的なバリアフリー

化を推進するため、市町村がバリアフリーに関する基本構想を作成することができず。また、この場合、関係事業者は、この基本構想に基づき事業を実施しなければなりません。

市町村によるこれまでの基本構想の作成件数は、

平成17年度末	232件
18年度末	271件
19年度末	291件
20年5月末	308件

であり、着実に増えているところです。

国土交通省では、各地方で、市町村の基本構想の作成をさらに促進するため、基本構想策定支援セミナーの開催やバリアフリープロモーターの派遣などの取組みを行っ

	現状 (H18年度末ストック)	基本方針の目標 (H22年/2010年)	
旅客施設(鉄軌道駅・バスターミナル・旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル) ^(注1)	63.1% ^(注2)	100%	
鉄軌道	鉄軌道駅 ^(注1)	62.8% ^(注2)	100%
	鉄軌道車両	20.0%	約50%
バス	バスターミナル ^(注1)	76.2% ^(注2)	100%
	乗合バス(ノンステップバス)	17.7%	約30%
船舶	旅客船ターミナル ^(注1)	88.9% ^(注2)	100%
	旅客船	11.5%	約50%
航空	航空旅客ターミナル ^(注1)	65.2% ^(注2)	100%
	航空機	54.4%	約65%
タクシー	福祉タクシー	9,651台	約18,000台
道路	主要な旅客施設周辺などにおける主な道路	44%	100%
建築物	不特定多数の者などが利用する建築物 ^(注3)	37% ^(※H17)	約50%
都市公園	移動等円滑化園路	約42%	約45%
	駐車場	約32%	約35%
	便所	約25%	約30%
路外駐車場		28%	約40%

(注) 現状と目標の数値は、施設ごとに設定されたバリアフリー化に係る基準の達成割合などを示す
 (注1) 利用者数5,000人/日以上のもの
 (注2) 段差解消されているものの割合
 (注3) バリアフリー新法に基づく特別特定建築物



東北運輸局で開催されたセミナー

ています。

なお、新法では、高齢者、障害者などの利害関係者が、市町村に対し、基本構想の作成や変更を提案することができる「基本構想提案制度」が新たに創設されたところです。現在、いくつかの市町村で、この提案制度の活用動きが見られるようになってきました。さらに、今後の積極的な活用が期待されます。

①基本構想策定支援セミナー

国土交通省では、基本構想を作成していない市町村を中心に、各地方で、公共交通事業者、障害者団体などにも参加していただき、基本構想の作成に関するセミナーを開催しています。

セミナーでは、バリアフリー新法の制定



千葉県に派遣されたバリアフリープロモーター

による制度拡充などを踏まえ、基本構想の作成の必要性などに関する普及・啓発を行っています。

平成19年度は、全国10都市においてセミナーを開催し、191市町村約1800人の参加を得ることができました。

②バリアフリープロモーターの派遣

国土交通省では、各地方支分部局の職員や専門家からなるバリアフリープロモーターを県や市町村などに派遣し、ノウハウに困っている市町村における迅速な基本構想の作成を促進しています。

バリアフリープロモーターは、派遣された市町村などにおいて、直近の基本構想の作成状況や作成までの流れ、バリアフリー新法の説明だけではなく、基本構想作成の

メリットの紹介、バリアフリー化実現のための国土交通省の補助制度の説明、他市町村の実例の紹介などを説明して、基本構想の作成の促進を図っています。

平成19年度は、全国58市町村などにバリアフリープロモーターを派遣し、基本構想作成の働きかけを行いました。

バリアフリー施策のスパイラルアップのための取組み

バリアフリー新法では、関係する当事者の参加のもと、バリアフリー施策を検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な改善を図る「スパイラルアップ」の重要性がうたわれています。

このため、国土交通省を含め、バリアフリーに関係する事業者、当事者、有識者、行政などが全国または地域レベルで一堂に会し、状況報告、意見交換、施策の提案などを行う「バリアフリーネットワーク会議」を開催し、バリアフリー施策のスパイラルアップを図っています。

本年3月10日には、第1回全国バリアフリーネットワーク会議が開催されました。今後、バリアフリーに関するさまざまな取組みの紹介、課題の提示や対応方針に関する議論、協働して行うべき情報発信や普及活動などに取り組むとともに、各地方

ブロックでも同様に開催することにより、バリアフリー施策のスパイラルアップを図り、相互の理解と連携のもと、生活環境の質の向上を図っていききたいと思えます。

このほか、各種施設などに共通する技術的課題についても、継続的な改善を図るべく、有識者、障害者団体、交通事業者、行政機関などにご参加いただき、調査検討を行っています。具体的には、昨年度より、ハンドル形電動車いすによる施設利用や、知的・精神・発達障害者に対応したバリアフリー施策の調査などを、また、今年度からは、視覚障害者誘導用ブロックのより適切な敷設方法などについての調査を行うこととしています。

「心のバリアフリー」を推進するための取組み

国土交通省では、「心のバリアフリー」に関し、各地方でバリアフリー教室の開催やバリアフリーボランティアの普及などを進めています。

バリアフリー教室は、高齢者や体の不自由な方に対する介助体験、疑似体験などを通じて、バリアフリーについての理解を深めていただき、誰もが当たり前のように自然に声をかけ、快くサポートできるように社会の実現を目指すものです。平成19年度は、駅などの旅客施設や学校などにおいて全国で

106回実施し、約5000人以上の方々の参加を得ることができました。バリアフリーボランティアの普及に関しては、駅とその周辺においてボランティアモデル事業を実施し、人的対応の組織化・活性化の促進などを図っています。

このほか、バリアフリーに関する地域のリーダーの選定・育成など、総合的な人材育成を図っています。



バリアフリー教室の様子



消費者施策と共生社会 施策

総合政策局 安心生活政策課

ここでは、消費者・障害者・少子化・高齢者施策など、前ページで紹介したバリアフリー施策以外のヒトに着目した施策について、政府全体の動きを含め、国土交通省の取り組みを紹介します。

消費者施策の推進

近年、規制緩和が進展し、市場メカニズムの活用が進められている中で、消費者は「自立した主体」として市場に参画し、積極的に自らの利益を確保することが必要となつていきます。一方で、行政には消費者が自立できるように支援していくことが求められています。

このため、政府は、平成16年6月に消費者基本法を制定し、また、平成17年4月に消費者基本計画を策定するなど、消費者施策を総合的に推進しているところです。

国土交通省では、これらを踏まえつつ、各分野において消費者施策を進めています。

が、ここでは、横断的取り組みとして「国土交通ホットラインステーション」「公益通報窓口」について紹介します。

国土交通ホットラインステーション（HLS）は、当省における業務が国民生活に直結する以上、国民の皆様とのアクセスを密にし、世の中の変化に即応した行政を行うことが不可欠であるとの認識のもと、国民各層からの声に即応した行政の推進を図るために、国民の皆様からのご意見、ご要望、ご相談などに一元的に対応する窓口として、平成16年7月から設置しています。

現在、HLSは、大臣官房広報課、大臣

官房上席監察官、総合政策局安心生活政策課が連携し、3課より課長補佐相当の職員が常駐（輪番制）するという体制で運営しています。

HLSへの相談については、国土交通省のホームページから365日24時間アクセスできるようにしているほか、電話やFAXなどによる受付も可能となっています。

平成19年度については、約1万5千件の問い合わせや意見などの相談がありました。

なお、HLSは中央合同庁舎3号館の地下1階の入口付近に設置されています。

公益通報窓口は、事業者内部からの通報（いわゆる内部通報）を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次いで明らかになったことを受け、そのうした法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇などの不利益な取扱いから保護するために、平成18年4月に施行された公益通報者保護法に基づくものです。

国土交通省としても、公益通報者保護制度の円滑な運用を図るために、ホームページ、あるいは封書など文書にて公益通報の受付ができるよう、専用の受付窓口と相談窓口を設置しています。

なお、昨今の政府全体の動きとして、国民の安心を脅かすような事件・事故などが頻発していることを背景に、昨年来、国民が安全で安心して暮らせるよう、国民生活

に密接に関係のある行政のあり方について、消費者・生活者の視点から総点検を実施し、施策の改善に取り組んでいるところです。また、その一環として、現在、「消費者庁」の設置に向けた検討が積極的に行われているところです。

共生社会施策の推進

今、日本の社会は未曾有の少子高齢化を迎えているとともに、ライフスタイルの多様化が進んでいる中、自立と共助の精神に基づく人と人との新しい関係を構築することが必要となっています。

このため、政府は、国民みんなで子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無にかかわらず、安心して暮らせる「共生社会」を実現するため、障害者施策、少子化社会対策、高齢社会対策などを総合的に推進しているところです。

なお、この「共生社会」という考え方は、16ページで紹介している「ユニバーサル社会」と方向性や考え方を同じくするものと考えています。

障害者施策

障害の有無にかかわらず、国民だれもお互いに認め合い、支え合って暮らすことができる社会を実現するため、政府は、平



HLSロゴマーク

成15年から24年までを計画期間とする「障害者基本計画」に基づき、障害者施策を推進しています。

平成19年12月には、基本計画の後期5年間に於ける諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について「重点施策実施5か年計画」を定めたところです。

これを踏まえ、国土交通省では、バリアフリー新法に基づき、公共交通機関、歩行空間、建築物などの一体的・連続的なバリアフリー化や「心のバリアフリー」などソフト対策を推進しています。

なお、旧ハートビル法、旧交通バリアフリー法では、法の目的とする施策の対象者を「高齢者、身体障害者等」と定めていましたが、バリアフリー新法では「高齢者、障害者等」とし、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者、発達障害者を含むすべての障害者を含むことを明らかにしています。

このほか、住宅・官庁施設、高速道路などのサービスエリア、河川利用の拠点施設、港湾緑地などのバリアフリー化や、災害時要援護者の入院・入居施設の保全、テレワークなどを推進しています。

少子化社会対策

我が国では、1970年代半ば以降、出

生率、出生数の低下傾向が続いています。少子化の進行などによる急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題であり、少子化対策は、国の重要政策課題の1つに位置付けられています。

このため、政府では、平成15年に少子化社会対策基本法を制定するとともに、平成16年には少子化社会対策大綱やこれを具体化した「子ども・子育て応援プラン」を策定し、施策を推進してきたところです。

このような少子化の進行に対応するため、国土交通省では、子ども同士で自由に遊べる場所を確保することが子どもの健全な育成のために重要であることから、子どもの遊び場の確保のための都市公園の整備を行っています。

また、情報通信機器を活用して、時間と場所に制約されない柔軟な働き方を可能とするテレワークを、職住近接の実現による通勤負担の軽減のみならず、特に育児や介護、障害などの個々の事情を抱える人にとって、仕事と家庭の両立ができる働き方として推進しているところです。

一方、住宅については、子育てを支援するゆとりある住宅の確保の支援、公共賃貸住宅における子育て世帯の支援などに取り組んでいます。

このほか、公共交通機関、建築物、都市

公園、河川空間などのバリアフリー化の推進に取り組んでいます。

高齢社会対策

我が国の人口構造は、65歳以上人口が2千500万人を超え、総人口に占める割合が20%を超えるなど極めて急速に高齢化が進んでいます。今後、我が国の活力を維持・増進していくため、高齢者自身が社会の担い手の一員として、その能力や経験を活かしつつ一層活躍できる社会を実現する必要があります。

我が国においては、平成7年に高齢社会対策基本法を制定するとともに、同法に基づき、平成8年に高齢社会対策大綱を策定し（平成13年に改定）、高齢社会対策に取り組んでいるところです。

国土交通省においても、高齢者など誰もが社会の活動に参加・参画できる社会の実現に向けて、バリアフリー新法に基づき、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を総合的に推進しています。

また、生涯を通じて安定したゆとりある住宅の確保を図るため、良質な民間賃貸住宅の供給促進のための支援制度の活用や、公共賃貸住宅の適切な供給、住宅市場の環境整備などに取り組んでいます。

このほか、健康づくりを推進するため、

海岸浴のための施設と連携した海岸づくりや、散歩や散策のための歩行者専用道などの整備、自然と触れ合うことができる水辺空間の整備などを行っています。

男女共同参画社会施策

男性も女性も、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、男女共同参画社会の実現は、我が国の重要課題の1つであり、政府は、平成17年12月に閣議決定した「男女共同参画基本計画（第2次）」に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策を推進しています。

国土交通省では、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができ、多様なライフスタイルに対応した子育て環境の整備を進めるため、公共賃貸住宅と保育所などの一体的整備による生活拠点の形成や、子育て世帯などの住み替えを円滑化する制度による子育てに適した広い賃貸住宅の供給を図っています。

また、多くの人が利用する公共交通機関、建築物、歩行空間、都市公園などについて、妊産婦や子連れの方にも利用しやすいように、段差の改善などのバリアフリー化を推進しています。